令和8年度

住宅省エネ改修促進補助金

この補助金は、地球温暖化防止対策の一環として、既存住宅の省エネルギー化を推進することを目的とし、既存住宅の所有者等に対してＺＥＨ水準への適合を図る断熱改修工事費等の一部に対して補助事業を実施します。

【　令和８年度 受付について　】

申請期間	事業着手予定日の３０日以上前まで 令和８年６月１５日（月）～令和８年１１月３０日（月） ※交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。 ※予算がなくなり次第、受付を終了します。
実績報告 提出期限	事業完了日から３か月後の末日又は 令和９年２月１５日（月）のいずれか早い日
提出方法	あいち電子申請または環境都市推進課窓口まで持参 ※窓口提出の方はスマートフォン等の情報通信機器をご持参ください。
受付時間	月曜日から金曜日の午前９時から午後４時まで （祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く） ※提出期限が市役所の休みと重なる場合は、直前の開庁日が期限です。 ※あいち電子申請は申請期限内において、いつでも申請が可能です。

【　提 出 ・ 問い合わせ先　】

安城市 環境都市推進課 環境政策係（市役所北庁舎２階）
ＴＥＬ：０５６６－７１－２２８０
ＦＡＸ：０５６６－７６－１１８４

対象住宅

※全てに該当することが必要です。

- 安城市内にある民間の既存住宅（１戸建ての住宅、長屋及び共同住宅）であること
  ※ 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の床面積が延べ面積の２分の１未満に限ります。
  （店舗等の部分は補助対象外）
  ※ 公的事業主体（国、愛知県、安城市等）が所有するものは対象外です。
- **過去に本事業の補助金の交付を受けた住宅でないこと**
- 国等で実施されている省エネ改修に係る補助を受けた、または受ける予定がある住宅でないこと
  ※ 補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合に限り、他事業の補助対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

補助対象者

※全てに該当することが必要です。

- 市内にある対象住宅の所有者または管理組合
  ※ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。
  その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。
  ※ 共同住宅の区分所有者が共用部分（住戸の窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合があります。
- 安城市税を滞納していないこと
- 暴力団員ではないこと
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象事業

<table>
<tr><th colspan="2">事業</th><th colspan="2">内容</th></tr>
<tr><td colspan="2">省エネ設計</td><td colspan="2">・省エネ改修を目的とした調査・設計・計画（省エネ改修必須）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">省エネ改修</td><td>全体改修</td><td colspan="2">・省エネ改修後の住宅がＺＥＨ水準に相当することについて、ＢＥＬＳ等の第三者機関による評価・認証を受けている、または取得予定のもの
（共同住宅等の場合も建物全体で評価・認証を受ける必要があります）
・全体改修に併せて実施する構造補強工事</td></tr>
<tr><td rowspan="2">部分改修</td><td>【必須】</td><td>・居室、キッチン、浴室、脱衣所、トイレなどの部屋にある外気に接する<u>２か所以上の窓の断熱改修</u></td></tr>
<tr><td>【任意】</td><td>・縁側、廊下、玄関ホールなどの外気に接する窓の断熱改修
・玄関ドア、勝手口などの屋外から施錠できるドアの断熱改修
・躯体等の断熱化
・設備の効率化に係るもの</td></tr>
</table>

※ 省エネ性能が向上する改修工事に限り、補助対象となります。
※ 塗装工事（断熱・遮熱）及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

補助要件

事業		内容
共通		・補助金の交付決定後に契約を締結し、事業着手すること ・実績報告の提出期限までに事業を完了し、実績報告書類を提出すること ・事業着手前に対象住宅がＺＥＨ水準を満たしていないこと ・原則、昭和５６年（１９８１年）６月１日以降に着工された住宅であること ※
省エネ設計		・省エネ改修と併せて行うこと（省エネ設計のみは対象外） ・省エネ改修補助を申請する際に必須ではない
省エネ改修	全体改修	・改修後の住宅がＺＥＨ水準に相当することについて、ＢＥＬＳ等の評価・認証を受けていること（取得予定を含む） ・全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合は、以下のいずれかに該当すること ①構造計算により構造安全性が確認できるもの ②令和７年４月に施行した、建築基準法における壁量及び小径の基準により構造安全性が確認できるもの
	部分改修	・部屋（居室、キッチン、浴室、脱衣所、トイレなど）にある外気に接する窓の断熱改修工事を2か所以上行うこと ・カタログ等によりＺＥＨ水準の仕様基準への適合が確認できること ・既存の設備との組み合わせにより、設備の効率化に係る工事（高断熱浴槽の設置など）を実施する場合は、カタログ等によりＺＥＨ水準への適合が確認できること

※ 昭和５６年５月３１日以前に着工された住宅は、以下のいずれかに該当する必要があります。
①耐震診断（平成１８年国土交通省告示第１８４号別添（大臣が同等と認めた方法を含む））により構造安全性が確かめられたもの
②省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの（過去に耐震改修を行ったものを含む）

・ＺＥＨ水準

日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第1346号）に定める断熱等性能等級５（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）及び一次エネルギー消費量等級６の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

・ＢＥＬＳ

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和５年国土交通省告示第970 号）における表示すべき事項に関する第三者による評価をいう。

補助率・補助上限額

対象事業	補助率	補助上限額
省エネ設計・改修（ＺＥＨ水準）	5分の４	７０万円／戸

・以下のいずれかのうち、低い額が補助額となります。
①モデル工事費または実際の工事費のいずれか低い額を合計した額×補助率（4/5）
②補助上限額
※ モデル工事費に定めのない工事については、実際の工事費を加算したものとします。
※ 1,000円未満の端数が生じた場合は切捨てとします。
・本補助金は国、愛知県からの補助金額が含まれています。

補助対象経費

補助対象経費 ※1		事業	
		全体改修	部分改修
省エネ設計	省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用	○	○
	改修設計内容についてBELS 等の評価・認証を受けるために必要な費用	○	―
省エネ改修	開口部の断熱化に係る改修工事費用	○	○
	躯体等の断熱化に係る改修工事費用 ※2	○	○
	設備の効率化に係る工事費用 ※3	○	○
	（建築物の重量化に伴う）構造補強工事費用 ※4	○	―

※1 他の補助金等の助成の対象となっている経費は、補助対象経費としません。

※2 塗装工事（断熱・遮熱）及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

※3 開口部や躯体等の断熱化に係る工事における補助金の交付額以下とします。

※4 構造安全性を確保するため、全体改修と併せて構造補強工事を行う場合に限ります。

モデル工事費（ＺＥＨ水準）

1　開口部の断熱化に係る改修工事

部位	対象となる改修工事			モデル工事費
	工事種別	工事規模 ※4		
窓	ガラス交換 ※1	大	1.4㎡以上	112,000円/枚
		中	0.8㎡以上1.4㎡未満	80,000円/枚
		小	0.1㎡以上0.8㎡未満	32,000円/枚
	内窓設置・外窓交換 ※2	大	2.8㎡以上	272,000円/箇所
		中	1.6㎡以上2.8㎡未満	216,000円/箇所
		小	0.2㎡以上1.6㎡未満	176,000円/箇所
ドア	ドア交換※3	大	開戸：1.8㎡以上	392,000円/箇所
			引戸：3.0㎡以上	
		小	開戸：1.0㎡以上1.8㎡未満	344,000円/箇所
			引戸：1.0㎡以上3.0㎡未満	

※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス１枚あたりに補助します。
　　ドアに付いているガラスのみ交換の改修は対象外となります。
※2 内窓交換を含みます。
※3 開口部に設置する建具のうち、屋外から施錠できる建具をドアとします。
※4 工事規模は、次に掲げる寸法を基準とします。
　　ガラス交換：ガラスの寸法
　　内窓設置・外窓交換：内窓または外窓のサッシ枠の枠外寸法
　　ドア交換：開戸または引戸の戸枠の枠外寸法

2　躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率（W/m·K）	モデル工事費
外壁	A～C	0.052～0.035	225,000円/㎥
	D～F	0.034以下	338,000円/㎥
屋根・天井	A～C	0.052～0.035	80,000円/㎥
	D～F	0.034以下	137,000円/㎥
床	A～C	0.052～0.035	280,000円/㎥
	D～F	0.034以下	420,000円/㎥

３　設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費
太陽熱利用システム		452,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの	184,000円/台
	上記以外	168,000円/台
高断熱浴槽※		437,000円/戸
高効率給湯器 ・ヒートポンプ給湯機（エコキュート）※ ・潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）※ ・潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）※ ・電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）		279,000円/戸
節湯水栓※		63,000円/台
燃料電池システム（エネファーム）		モデル工事費なし
コージェネレーション設備		モデル工事費なし
蓄電池		510,000円/戸
ＬＥＤ照明		モデル工事費なし

※ 高断熱浴槽、エコキュート、エコジョーズ、エコフィール、節湯水栓についてはA、B、Cいずれかの組み合わせで設置する必要があります。
なお、既存の設備が8ページの設備の仕様を満たしていることがカタログ等で確認できる場合は、既存の設備と組み合わせることができます。

Ａ：「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかと高断熱浴槽の２点セット

Ｂ：「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓）、高断熱浴槽の３点セット

Ｃ：「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓）の２点セット

省エネ改修工事

1　開口部の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当すること

①「みらいエコ住宅2026事業」、「先進的窓リノベ2026事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するもの。）に型番登録された建材のうち、１戸建ての住宅は性能区分B以上、共同住宅は性能区分C以上であり、ＺＥＨ水準の仕様基準※への適合が確認できるもの

②カタログ等により、ＺＥＨ水準の仕様基準※への適合が確認できるもの

2　躯体等の断熱化に係る改修工事

以下のいずれかに該当する断熱材であって、**厚さ等**がＺＥＨ水準の仕様基準※に適合するもの

①「みらいエコ住宅2026事業」において登録されている建材であること

②カタログ等により、ＺＥＨ水準の仕様基準※への適合が確認できること

※ ＺＥＨ水準の仕様基準
「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６ 号）」の「１外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

3　設備の効率化に係る工事

以下のいずれかに該当すること

①「みらいエコ住宅2026事業」において登録されている設備であり、以下の仕様を満たすもの

②カタログ等により以下の仕様を満たすものであることが確認できること

設備種別※1		仕様（ＺＥＨ水準）
太陽熱利用システム		強制循環式のもので、JIS※５ A4112 :2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS※５ A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	JIS※５ A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS※５ A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS※５ A5207:2019またはJIS※５ A5207:2022に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの	上記の節水に関する基準に加え、（１）～（３）のいずれかを満たすトイレであること。 （１）総高さ700mm以下に低く抑えていること。 （２）背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 （３）便器ボウル内を除菌※する機能を備えていること。 ※第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

高断熱浴槽※2		JIS※５ A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	ヒートポンプ給湯機（エコキュート）※3	JIS※５ C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が3.0以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）※3	給湯暖房器にあっては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあっては、モード熱効率が83.7%以上であること。
	潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）※3	油だき温水ボイラーにあっては、連続給湯効率が94%以上であること。石油給湯機の直圧式にあっては、モード熱効率が81.3%以上であること。石油給湯機の貯湯式にあっては、74.6%以上であること。
	電気ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
節湯水栓※4		JIS※５ B2061:2023に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。（浴室シャワー水栓に限る。）
燃料電池システム（エネファーム）		燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）
コージェネレーション設備		ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS※５ 基準（JIS※５ B8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
蓄電池		定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和４年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
ＬＥＤ照明		工事を伴うものに限る。

※1 節水型トイレ及び節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり１台分までを補助対象とする。

※2 高断熱浴槽の設置：次のいずれかに該当すること。
- 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの２点セット（既設も可）
- 「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との３点セット（既設も可）

※3 高効率給湯器（ハイブリッド給湯器を除く）の設置：高断熱浴槽と節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）との３点セットに限る。（既設も可）

※4 節湯水栓の設置：浴室シャワー水栓に限る。また、次のいずれかに該当すること。
- 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの２点セット（既設も可）
- 高断熱浴槽と「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかとの３点セット（既設も可）

※5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第１項の日本産業規格をいう。

補助金受給までの手続き

交付申請

必要書類をあいち電子申請または窓口にて提出してください。
事業着手予定日の**３０日以上前までに申請が必要です。**
※ 交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。

必要書類	注意事項	✓
交付申請書（様式第１）	・交付申請書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・記入日、金額、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。 ・複数の改修工事を行う場合は最も早い着手予定日と最も遅い完了予定日を記入してください。	
内訳書（様式第１－１）	・見積書の内容と一致しているかを確認します。	
住宅の所有者、建築年、延べ面積が確認できる書類	・直近３か月以内に発行された名寄せ（土地・建物）、登記事項証明書等 ・登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。 ・建築年が昭和５６年頃で「地震に対する安全性が確認できる書類」を提出しない場合は、建築確認年月日が分かる書類（建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等）を添付してください。	
対象住宅の位置図	・現地確認に伺う場合があります。対象住宅に印をつけてください。	
住宅全体の平面図等	・省エネ改修を行う位置に印をつけてください。 ・図面の改修箇所に通し番号を記入してください。	
省エネ改修に係る見積書の写し	・見積書作成日、申請者氏名（様式第１と一致すること）、施工会社名、工事ごとの金額の内訳等が確認できるもの。 ・施工部位ごとの費用（税抜）を記載してください。 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるよう明示してください。 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。	
仕様確認書（参考様式）	・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。 ・見積書に仕様確認書（参考様式）の内容が記載されている場合は、提出不要です。	
現況写真等（カラー写真）	・住宅全景（正面及び側面）と改修する部分の写真（既存設備を含む。）を添付してください。詳細は現況写真（参考様式）の記入例をご確認ください。 ・参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日（直近３か月以内であること）、現況がＺＥＨ水準の仕様基準を満たしていないことの説明が記載されている必要があります。 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。 ・審査の際に、ＺＥＨ水準の仕様基準を満たしていないことの根拠書類の提出を求める場合があります。	

必要書類	注意事項	✓
省エネ改修工事の建材、設備等が確認できる書類	・「みらいエコ住宅2026事業」等に登録されている場合は、登録されていることがわかるもの ・上記で登録が確認できない場合は、メーカーが発行するカタログ等 ・図面の通し番号に対応する番号を記入してください。	
既存設備の仕様が確認できる書類	・既存設備を組み合わせて、設備の効率化に係る工事を実施する場合のみ ・既存設備が8ページの設備の仕様を満たしていることが確認できるカタログ等を添付してください。	
ＢＥＬＳ評価書等の写し	・全体改修の場合のみ ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和５６年５月３１日以前に着工された建物の場合のみ ・本工事に併せて耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する場合は、耐震改修費補助金交付決定通知書等 ・本工事を行う前に耐震改修を実施した場合は、耐震性能証明書（参考様式）	
他の補助金等申請書の写し	・該当がある場合のみ	

＊その他注意事項＊
・申請方法は２種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
・交付申請の提出時に滞納状況の確認を行います。
・提出日前１週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。
・提出書類に不備等があった場合、申請順の保証、予約または確保はいたしません。

〈あいち電子申請〉
・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
・様式第１はPDF形式で提出してください。

〈窓口〉
・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
・書類を確認後、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

交付決定

・審査後、交付決定通知書を送付します。
※ 審査期間は概ね３０日程度となります。
・交付決定通知書が手元に届いてから、契約・事業着手してください。
交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は交付決定を取消します。

変更申請

・交付決定通知後、やむを得ず事業内容を変更する場合は、事業着手前（契約の締結を含む。）に速やかに環境都市推進課へご連絡ください。
・軽微な変更（6ヶ月未満の事業完了予定日の延長（実績報告書提出期限内に限る。）、補助金の額に変更がない工事内容の変更）の場合は変更申請は不要ですが、実績報告時に変更した内容が確認できる書類を添付してください。

実績報告

事業完了日から３か月後の末日又は令和９年２月１５日（月）のいずれか早い日までに実績報告書類と補助金交付請求書をあいち電子申請または窓口にて提出してください。

実績報告書類の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

必要書類	注意事項	✓
実績報告書（様式第７）	・実績報告書に押印する場合、シャチハタ印は不可です。 また、様式の記載内容を訂正するには訂正印が必要です。 ・日付、申請者氏名の訂正は不可のため、訂正がある場合はすべて書き直しとなりますのでご注意ください。	
内訳書（様式第１－１）	・見積書の内容と一致しているかを確認します。	
施工チェックリスト （様式第７－１）	・施工事業者が作成してください。	
補助金等交付請求書	・補助金の受取人の口座名義は、申請者本人である必要があります。 ・金額の訂正はできません。	
振込先が確認できる通帳等の写し	・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義が確認できるものを添付してください。	
契約の事実が確認できる書類の写し	・工事請負契約書（または注文書と請書）の写し ・お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。 ・契約日等の日付、氏名、工事場所、金額を確認します。 ・交付決定後に補助対象外の工事に変更があり、契約金額を変更している場合は、内訳書を添付してください。	
支払いを証する書類の写し	・申請者名義の領収書等の写しを添付してください。 ・但し書きとして、補助対象事業（例：内窓設置・外窓交換工事等）であることがわかるように記載してください。	
工事施工中のカラー写真	・交付申請内容のとおり施工されていることが確認できるように現場写真を撮影してください。 写真の撮影方法は、施工チェックリスト（様式第７－１）を併せてご確認ください。 開口部：開口部を撤去した時点の写真 内窓設置の場合で、撤去するものがない場合は添付不要です。 躯体等：仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真 設　備：既存設備を撤去した時点の写真 ・ガラス交換、躯体の断熱改修工事の場合は、型番及び数量が確認できる納品時の梱包写真を併せて添付してください。 ・ＬＥＤ照明の場合は、工事施工中の写真を併せて添付してください。 ・参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日、通し番号が記載されている必要があります。	

必要書類	注意事項	✓
工事完了後のカラー写真	・工事完了後の現場写真及び仕様が分かるように撮影をしてください。写真の撮影方法は、施工チェックリスト（様式第７－１）を併せてご確認ください。 開口部：開口部を設置完了した後の写真 躯体等：周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真 設　備：設備設置後の写真 メーカー、型番、製造番号の拡大写真 ・断熱材を吹き付けて施工する場合は、断熱材の厚さを確認できる写真を添付してください。 ・参考様式を使用しない場合は、撮影場所、撮影日、通し番号が記載されている必要があります。	
性能証明書、出荷証明書、保証書等の写し	・仕様確認書や省エネ改修工事の建材、設備等が確認できる書類の内容と一致するか確認します。 ・お客様控と区別がある場合はお客様控が必要です。 ・書類に日付が記載されている場合は、交付決定日以降であることを確認します。 ・写真の通し番号に対応する番号を記入してください。	
ＢＥＬＳ評価書の写し	・全体改修で申請時に評価申請書及び添付書類一式を提出した場合のみ	
省エネ設計を実施したことが分かる資料	・省エネ設計を実施した場合のみ ・省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等	
構造安全性能を証明できる書類	・全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合のみ ・構造補強工事を実施したことが確認できる書類または構造安全性能証明書（参考様式）	
地震に対する安全性が確認できる書類	・昭和５６年５月３１日以前に着工された建物で、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合のみ ・耐震改修工事を実施したことが確認できる書類または耐震性能証明書（参考様式）	

＊その他注意事項＊
・申請方法は２種類ありますが、どちらか1つの方法で申請してください。
・実績報告書の提出時に滞納状況の確認を行います。
・提出日前１週間以内に市税を納付（口座振替含む）された場合は、納付が確認できるもの（領収書・通帳）を添付してください。
・必要に応じて、追加書類等を求めることがあります。

〈あいち電子申請〉
・市公式ウェブサイト（右記QRコード）から申請してください。
・様式第７はPDF形式で提出してください。

〈窓口〉
・来庁時にあいち電子申請で受付の手続きをしていただきます。
・審査結果は後日、あいち電子申請で入力したメールアドレスにてご連絡します。

補助金交付

審査後、指定口座に振込みをします。（1か月程度）
※ 振込みに際して市から申請者に通知はありません。

よくある質問

Q. 他の補助金等と併用することはできますか
A. 愛知県環境局が実施している愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金については、当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで制度を併用することは可能です。
　また、住宅省エネ２０２６キャンペーンなど国から交付される省エネ改修等に係る補助については、工事契約及び工期が別で、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って当該補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

Q. 住宅の所有者以外でも補助を受けることができますか
A. 個人、法人等は問いませんが、省エネ設計・改修を実施する住宅の所有者（共同住宅の区分所有者を含む。）又は共同住宅の管理組合※が補助対象者となります。
　ただし、公的機関の所有する住宅は対象となりません。
※ 管理組合：区分所有法第３条若しくは第65条に規定する団体又は同法第47条第１項（同法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人

Q. 管理組合が複数住戸をまとめて申請することはできますか
A. 共同住宅の申請は区分所有者により戸毎に申請していただくほか、管理組合により一申請で複数住戸について申請することも可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。なお、管理組合が申請を行う場合には、区分所有法第39条第１項に規定する集会決議のうち、管理組合として補助申請することを決議したときの議事録や議決書の写しの添付が必要になります。

Q. 工事請負契約をせずに所有者自らが行う（ＤＩＹ）改修は対象になりますか
A. DIYで行うものは補助対象になりません。

Q. 新築や建替は補助の対象になりますか
A. 新築、増築建替は対象となりません。既存住宅の改修のみが補助対象です。

Q. 設計と改修工事を分けて申請することはできますか
A. 設計と改修は分けて申請することができませんので、どちらについても補助を受けたい場合には、交付申請は併せて行っていただく必要があります。

Q. 補助を受けて改修を行った住宅を再度改修する場合にも補助を受けられますか
A. 全体改修か部分改修かに関わらず、補助対象となるのは１住戸あたり１回までです。

Q. 増築にあたって既存部分の設計・改修を行う場合は補助対象となりますか
A. 既存住宅の設計・改修に係るもののみが補助対象となります。例えば、増築部分との接続部等における開口部の改修等は含むことができません。

補助金受給までの手続き

申請者

安城市　環境都市推進課（北庁舎2階）

１交付申請

令和８年６月１５日(月)～令和８年１１月３０日(月)
にあいち電子申請または窓口にて提出してください
※ 予算がなくなり次第、受付を終了します。

事業着手予定日の３０日以上前までに申請
※交付決定前に契約を締結し、事業に着手した場合は補助対象外です。

２交付決定

申請者へ交付決定通知書が郵送される

３事業着手

- 交付決定通知書が手元に届いてから、
  契約を締結し、事業に着手してください。
- 申請内容に変更があった場合は、
  事業着手前（契約の締結を含む。）に
  速やかに環境都市推進課へご連絡ください。

４実績報告

事業完了日から３か月後の末日または
令和９年２月１５日（月）のいずれか早い日までに
あいち電子申請または窓口にて提出してください

５補助金交付

指定口座に振込み
（実績報告から1か月程度）

- 各種様式のデータは市公式ウェブサイトに掲載しています。
  （ホーム＞生活・サービス＞お得な制度＞住宅省エネ改修促進補助金制度）
- 書類作成にあたっては、記入例をご確認ください。
- 書類に不備があり、補正されない場合は、補助金を交付することができません。